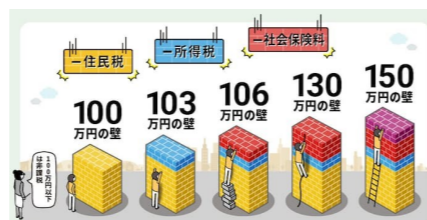


トピックス

「扶養における年収の壁～税と社会保険～」

現在、社会保険等について扶養における年収の壁および政府の対応についてホットな話題となっています。扶養における「税」と「社会保険」における年収の壁と政府の対応について簡単ではございますが、みていきたいと思えます。



【年収の壁～税と社会保険～】

税金		社会保険	
100万円	被扶養者が住民税の課税対象となる ※100万円未満とする自治体もあり	106万円	被扶養者について、条件によって社会保険の加入対象 ・厚生年金保険の被保険者 101人以上の企業(※2024年からは51人以上) ・週20時間以上働く ・月88,000円以上の収入 ・学生でない
103万円	被扶養者が所得税の課税対象となる	130万円	被扶養者が社会保険に加入しなければならない。
150万円	扶養者の配偶者特別控除の額が段階的に減額される		
201万円	扶養者の配偶者特別控除がなくなる		

厚生労働省から年収の壁・支援強化パッケージの内容が公表されました。

本年10月よりすぐスタートとなります。

1) 106万円の壁への対応

- ・キャリアアップ助成金のコース新設
- ・社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外

2) 130万円の壁への対応

- ・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

3) 配偶者手当への対応

- ・企業の配偶者手当の見直し促進

キャリアアップ助成金については、コースを新設し、短時間労働者が被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援(助成)です。

詳細は厚生労働省のWebページやリーフレット等をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_2023_00002.html

人事・労務

「在留資格『特定活動46号』とは？」



特定活動46号は高度な日本語能力を持った留学生が「技術・人文知識・国際業務」に該当しない職種に就く場合でも日本の大学を卒業、大学院を修了した場合に就労可能とする在留資格です。特定活動46号は接客サービスに適した在留資格であることから「接客ビザ」とも呼ばれています。

【対象要件】… **本邦の大学を卒業又は大学院の課程を修了し、高い日本語能力を有する外国人**

学歴	日本の4年制大学の卒業及び大学院の修了に限られます。短期大学及び専修学校の卒業並びに外国の大学の卒業及び大学院の修了は対象になりません。
日本語能力	ア) 日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テストで480点以上を有する方が対象です(※日本語能力試験については、旧試験制度の「1級」も対象となります)。 イ) その他、大学又は大学院において「日本語」を専攻して大学を卒業した方については、(ア)を満たすものとして取り扱います。なお、外国の大学・大学院において日本語を専攻した方についても、アを満たすものとして取り扱いますが、この場合であっても、併せて日本の大学・大学院を卒業・修了している必要があります。

【雇用形態等の留意事項】

- ・フルタイム(常勤)の正社員に限られ、パートやアルバイトは対象外。
- ・転職などで活動機関が変わる場合は、在留資格変更許可申請が必要(同一法人(法人番号が一緒)内での異動や配置変更の場合は、在留資格変更許可申請は不要)。
- ・雇用期間の業務に関する活動のみに限られ、派遣社員として派遣先での活動は対象外。
- ・従事する日本人と同等以上の報酬であることが必要(昇給面を含めて、日本人大卒者・院卒者の賃金を参考とする。社会保険の加入状況についても、必要に応じて適宜確認が必要)。
- ・専門性のあるものと現業の両方に従事できる(単純作業のみをさせることはできない)。

例) 飲食店での接客業務

外国人客への接客・商品説明や留学生アルバイトへの業務指導などを想定

飲食店に採用され、店舗管理業務や通訳を兼ねた接客業務を行うもの。日本人に対する接客をすることもできる。ただし、厨房での皿洗いや店舗の掃除のみに従事することはできない。

小売店での接客販売業務

小売店において、仕入れ、商品企画や通訳を兼ねた接客販売業務を行うもの。日本人に対する接客販売業務を行うことも可能。ただし、商品の陳列や店舗の掃除のみに従事することはできない。

工場でのライン作業

工場のラインにおいて、日本人従業員から受けた作業指示を技能実習生や他の外国人従業員に対し外国語で伝達・指導しながら、自身もラインに入って業務を行うもの。ただし、ラインで指示された作業だけに従事することはできない。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

